

参考1 リサイクル料金等の概要

1. リサイクル料金等の構成と設定・公表主体

自動車所有者が負担するリサイクル料金は、自動車メーカー・輸入業者が引き取ってリサイクルする物品（シュレッダーダスト・エアバッグ類・フロン類）の処理に必要な費用と、自動車リサイクルシステムを運用するための費用（情報管理料金・資金管理料金）から構成されます。

<リサイクル料金の構成>

構成要素	内容	設定・公表主体
シュレッダーダスト料金	使用済自動車を解体・破碎した後に残るシュレッダーダストのリサイクルに必要な料金	自動車メーカー・輸入業者
エアバッグ類料金	エアバッグ・シートベルトプリテンショナーの回収とリサイクルに必要な料金	※設定・公表主体の存在しない並行輸入車等は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが並行輸入業者等の申請に基づき料金を設定
フロン類料金	カーエアコンに充填されるフロン類の回収と破壊に必要な料金	
情報管理料金	リサイクル工程に回った使用済自動車の状況を電子情報で管理するために必要な料金	公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
資金管理料金	リサイクル料金の収納および管理・運用を行うために必要な料金	

2. リサイクル料金の支払いタイミング

(1) 新車購入時

新車新規登録時にリサイクル料金の預託の有無を運輸支局等で確認するため、新車を購入する時にリサイクル料金の預託が必要になります。

(2) 廃車時

引取業者が使用済自動車として引き取る場合は、引取業者がパソコン等を用いてリサイクル料金の預託の確認を行います。必要な料金が預託されていない場合は、リサイクル料金の預託が必要になります。

※必要な料金が預託されていない場合は、電子マニフェストによる使用済自動車の引取報告が行えません。

3. 中古車売買時のリサイクル料金

リサイクル料金が預託されている自動車を他の人（中古車販売店など）から購入する場合、自動車の購入者は、車両部分の価値金額に加えてリサイクル料金相当額を支払う必要があります。

また、逆にリサイクル料金が預託されている中古自動車を売却する場合は、中古自動車を譲り渡す所有者は次の所有者（販売店等）から車両価値金額に加えてリサイクル料金相当額を受け取ってください。

料金照会の結果	下取り時の実務
リサイクル料金が預託済の場合	車両価値金額 + リサイクル料金相当額
リサイクル料金が未預託の場合	車両価値金額のみ

*リサイクル料金相当額：リサイクル料金の額から資金管理料金の額を差し引いた額（シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金の合計）

4. リサイクル料金の流れ

①リサイクル料金の預託

【新車販売自動車】

新車購入時に販売店が自動車所有者（購入者）からリサイクル料金を受領します。受領されたリサイクル料金は、自動車メーカー・輸入業者を経由して、資金管理人（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に入金され、将来のリサイクル実施時まで適切に管理・運用されます。

【使用済自動車】

リサイクル料金が未収納または不足がある使用済自動車は、引取業者が最終所有者からリサイクル料金を受領します。

受領されたリサイクル料金は金融機関やコンビニエンスストア等を経由して資金管理人（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に入金されます。

②リサイクル料金の管理・運用

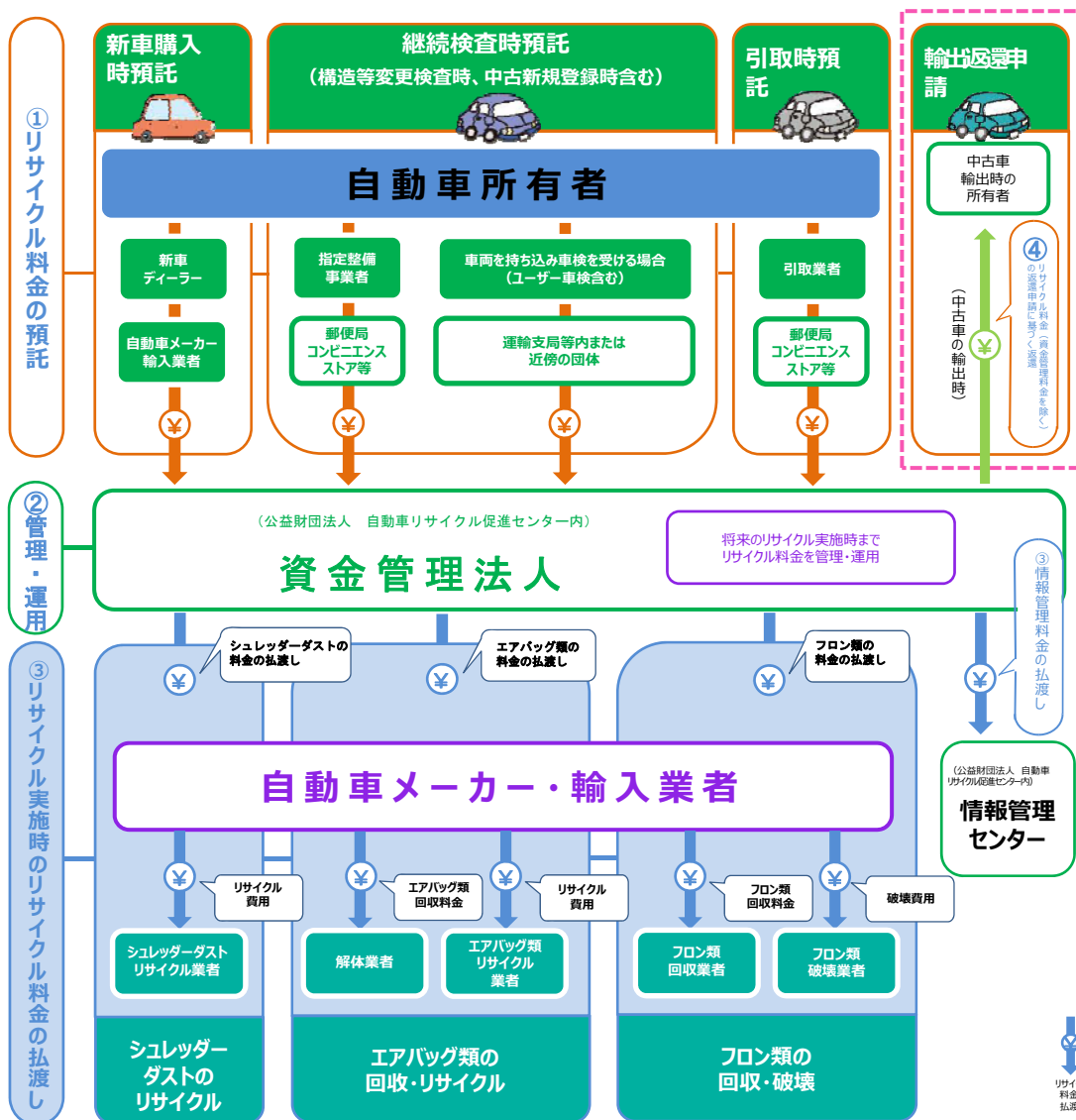
預託されたリサイクル料金は、資金管理人（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）で安全確実な方法で管理・運用します。

③リサイクル料金の払渡し

使用済自動車のリサイクル実施の際は、引き取りを行った物品ごとのリサイクル料金が自動車メーカー・輸入業者に払い渡され、自動車メーカー・輸入業者は関連事業者へ回収料金等を支払います。情報管理料金は、使用済自動車処理された後に、情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に払い渡します。

④自動車輸出に伴うリサイクル料金の返還請求

リサイクル料金が預託されている自動車を輸出した場合、その自動車の所有者は、資金管理人（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に対し、自動車として確実に輸出されたことを証明する書類の提出を前提に、リサイクル料金の返還請求ができます。返還請求の権利は、その自動車を輸出した日から2年間有効です。返還されるリサイクル料金は資金管理料金を除いた額（リサイクル預託金相当額）であり、預託期間に応じた利息も払い渡されますが、所定の事務手数料を差し引きます。



※特定再資源化預託金等（特預金）の扱い

リサイクル料金が預託されている自動車が出産されたのち、預託金返還請求がなく2年間経過した場合や、廃車ガラクタ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要になった場合等においては、資金管理法（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）に預託されているリサイクル料金が特定再資源化預託金等となります。

公益財団法人 自動車リサイクル促進センターは国の承認・認可を受けて以下の用途に限り特預金を活用します。

- ・離島地域の市町村（島外への使用済自動車の共同搬出などの措置を講じる場合）に対する資金協力
- ・自動車の不法投棄や野積み自動車処理に対して行政代執行を行った自治体に対する資金協力
- ・資金管理法・情報管理センターとしての公益財団法人 自動車リサイクル促進センター業務に必要なコストへの充当
- ・一定金額以上の特預金がある場合は、将来の自動車所有者のリサイクル料金の割引